

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 財産管理運用規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 16 号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「不可欠特定財産」という。）及び法令並びに定款の定めに基づくこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第 2 条 代表理事（会長）は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、財務担当理事を財産管理責任者に任命し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規程及び財産管理台帳（別表様式）に基づき、当該財産を管理しなければならない。

第 2 章 不可欠特定財産の維持管理等

(維持管理)

第 3 条 代表理事（会長）及び財産管理責任者は、不可欠特定財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 不可欠特定財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

3 不可欠特定財産は、公益目的保有財産（公益法人認定法第 18 条第 6 号、同法施行規則第 26 条第 3 号）であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

(処分等)

第 4 条 不可欠特定財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

第 3 章 基本財産の維持管理等

(構成)

第 5 条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 不可欠特定財産

(2) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産（基本財産）

(維持管理)

第 6 条 代表理事（会長）及び財産管理責任者は、前条第 2 号に定める基本財産（不可欠特定財産を除く。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

3 金融資産としての基本財産の資金運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

(処分等)

第 7 条 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

第 4 章 その他の財産の維持管理等

(維持管理)

第 8 条 その他の財産（不可欠特定財産及び基本財産以外の財産）については、代表理事（会長）は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。その資金運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

3 その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、財産管理台帳において明記しなければならない。

第 5 章 補 則

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(別表様式・第 2 条関係)

財産管理台帳

(土地・建物・備品) (基本財産)

所在地				財産目録上の表示区分	
地目				公益目的事業実施のために保有	公益目的保有財産
用途					
面積	㎡			公益目的事業を支える収益事業財産	収益事業・管理活動財産
取得年月日	・	・			
登記年月日	・	・		不可欠特定財産	公益目的保有財産
取得価額					
償却方法				その他記載事項	
耐用年数	年				
減価償却額	当期	累計	帳簿価額		
	円	円	円		

(基金・有価証券・定期預金等) (基本財産・その他の財産)

取得価額	円	内 訳	
取得年月日	・	・	
銘柄			
財産目録上の表示区分			
公益目的事業に果実を充当	公益目的保有財産		
単に公益目的とのみ定款で定め積み立てているもの	遊休財産		
}	その他記載事項		